

破産申立代理人の財産散逸防止義務について

和田祐以子

Yuiko Wada

PROFILEはこちら

1 はじめに

破産手続開始申立の多くは、弁護士を代理人となされず。債務者からの依頼を受けて破産手続開始申立の代理人になる弁護士は、委任契約上、その事務処理につき、委任契約上求められるレベルをもって履行し、依頼者の利益を実現する義務を負います。それに加えて、破産手続が、債権者その他の利害関係人の利害や、債務者と債権者との間の権利関係を図ることを目的とする手続である(破産法1条)ことから、破産申立代理人になる弁護士は、依頼者である債務者以外にも多数の債権者や利害関係人の権利関係を適切に調整し、債務者の財産を適正に処理するという役割を担っており、破産目的の実現に資するよう行動するという公的な責務も同時に負います(伊藤眞他『条解破産法[第3版]』159頁(弘文堂、令和2年))。

これにより、破産申立代理人は、破産手続を通して、上記義務・責務に基づく行動が要請されます。具体的には、「債務者が偏頗弁済や財産の不当処分等の債権者の利益・平等を損なう行為をしないように指導し、破産財団を構成すべき財産が債務者の行為により不当に減少して債権者に損害が発生しないよう財産保全に努め、可及的速やかに破産手続開始の申立てをして財産を損なうことなく破産管財人に引き継ぐこと」が求められるとされています(田原睦夫＝山本和彦監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編著『注釈破産法[上]』112頁(一般社団法人金融財政事情研究会、平成27年))。

事業再生や破産を含む倒産手続は、債権者の理解と協力なしには成功しません。そのため、弁護士は、債権者に「弁護士が就いて公正性・公平性を確保して手続を進めるのであれば、(いろいろ不満はあるが)倒産手続に協力してやろう。」と

言ってもらえるように、それにより依頼者(債務者)の選択する倒産手続の成功可能性を少しでも上げることができるように努力しています。破産申立代理人の財産散逸防止義務に関する議論・事例を通じて、私たち弁護士が債権者の理解・協力を得るためにどのような点に注意して努力をしているかを御紹介できればと思います。

2 財産散逸防止義務の法的根拠

財産散逸防止義務の法的根拠・見解は必ずしも1つに統一されておらず、①債務者と債務者代理人との間の委任契約に求める見解や、②弁護士の公益的役割や破産制度の趣旨を基礎とする債務者代理人の誠実義務に求める見解、③総債権者に対する信義則上の義務に求める見解等が提唱されています。①については、伊藤眞教授が、委任契約を根拠として委任事務の本旨に従い、適時に破産手続開始の申立てをなし、債務者が破産手続により期待する利益、すなわち破産手続開始時の自らの総財産を総債権者に対し公平に分配し、併せて破産免責を取得する利益を実現するよう努める義務を負うとしており(伊藤眞著・全国倒産処理弁護士ネットワーク編著『破産申立代理人の地位と責任』26頁(一般社団法人金融財政事情研究会、平成29年))、財産散逸防止義務の法的根拠を弁護士法1条2項(「弁護士は、…誠実にその職務を行い、社会秩序の維持…に努力しなければならない。」)及び弁護士職務基本規程5条(「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」)等に求めています(伊藤眞『破産・民事再生法[第4版]』203頁以下(株式会社有斐閣、平成30年))。また、②については、加藤新太郎教授が、弁護士法1条2項に定められる誠実義務を根拠として、

第三者に対する関係でも法的義務と解するのが相当であると
しています(加藤新太郎『破産手続開始申立代理人の財産
散逸防止義務』NBL1079号118頁(株式会社商事法務、平成
28年))。他方で、④債務者代理人の財産散逸防止義務を否
定する見解も、有力に主張されています¹。

参考として、東京地裁破産・再生部(民事第20部)は、財産散
逸防止義務を含む破産事件申立代理人の公平誠実義務に
ついて、法令上明文の規定に基づく要請ではないとしなが
らも、破産制度の趣旨から当然に求められる法的義務である
という見解を出しています(中山孝雄＝金澤秀樹『破産管財の
手引』14頁(一般社団法人金融財政事情研究会、平成28
年))。

3 財産散逸防止義務が争点となった裁判例

破産申立代理人の財産散逸防止義務違反が問われたリー
ディングケースとして、東京地判平成21年2月13日判時2036号
43頁が挙げられます。本件は、破産会社から自己破産の申立
を受任した破産申立代理人が、債権者に受任通知を送付し
ながら、印鑑や通帳類を預からず、2年間申立を遅延させ、代
表者が財産を私消し偏頗弁済をするに任せて破産財団を構
成すべき財産を減少させたとして、破産管財人から約496万円
が請求され、全額が認容されたという事案です。以下に判旨を
ご紹介します。

「破産手続は、債務者の財産について、債権者による個別の
請求・執行を禁止し、債権者に対し法律上の優先順位に従っ
た平等な配当を行うための手続であり、その目的のために、債
務者は、破産手続開始とともに破産財団を構成することとなる
財産について、破産手続開始の前後を問わず、債権者のため
に保全することが求められ、偏頗弁済等、債権者の平等を害
する行為が禁じられる(破産法160条以下の否認権に関する

規定、同法265条以下の罰則規定を参照)。したがって、債務
者から破産申立てを受任した弁護士は、債務者が負担するこ
のような責務を果たすべく指導するとともに、債務者に代わり
これらの責務を遂行することにより、早期に債務者をその負
担から解放し、もって債務者の利益を実現すると同時に、上記
のような破産手続の目的実現に協力するという公益的責務を
遂行する者であり、このような立場から、債務者の財産を保全
し、可及的速やかに破産申立てを行い、その財産を毀損する
ことなく破産管財人に引き継ぐことが求められるのである。…
以上のとおりであるから、破産申立てを受任し、その旨を債権
者に通知した弁護士は、可及的速やかに破産申立てを行うこ
とが求められ、また、破産管財人に引き継がれるまで債務者の
財産が散逸することのないよう措置することが求められる。こ
れらは、法令上明文の規定に基づく要請ではないが、上述の
破産制度の趣旨から当然に求められる法的義務というべきで
あり、道義的な期待にとどまるものではないというべきである。
そして、破産申立てを受任した弁護士が故意又は過失により
これらの義務に違反して破産財団を構成すべき財産を減少・
消失させたときには、破産管財人に対する不法行為を構成す
るものとして、破産管財人に対し、その減少・消失した財産の相
当額につき損害賠償の責めを負うべきものと解する。」

本判決は、破産申立代理人の財産散逸防止義務について、
破産制度の趣旨から当然に求められる法的義務であると認
めました。本判決が、財産散逸防止義務の根拠をいずれとし
ているかは解釈が分かれるものの、破産申立代理人の財産
散逸防止義務を、道義的責任を超えた法的義務と認めたこと
に大きな意味があります。なお、本判決は、債務者の財産散
逸防止義務と債務者代理人(破産申立代理人)の財産散逸
防止義務とを同視していることにつき、疑問点があるという評
価もみられますが、本稿では割愛します。

1:ただし、受任通知を発した場合には対象債権者に対し、誠実衡平に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると考えられるとしており、全ての財産散逸防止義務を否定するものではないと理解されています(田原睦夫＝山本和彦監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編著『注釈破産法[上]』114頁以下(一般社団法人金融財政事情研究会、平成27年))。

本判決後、破産申立代理人の財産散逸防止義務が争われた裁判例は複数あり(東京地判平成25年2月6日判時2177号72頁、東京地判平成26年4月17日判時2230号48頁、東京地判平成26年8月22日判時2242号96頁等)、近年における注目論点の1つとなっています。

4 破産申立代理人の責任が問われる場面、責任範囲

実際に破産申立代理人の責任が問われる場面について検討します。まず、裁判例でも多く争われる事案として、破産申立代理人の受任後に、債務者(破産者)の財産が費消されてしまった場合が挙げられます。これは、破産申立代理人自身が関与してなされる場合(債務者が法人の場合に通帳等を預からず、預金管理を漫然と債務者に任せていた場合等)と、債務者が行った行為について破産申立代理人の責任が問題となる場合(債務者が破産申立代理人の注意喚起に従わず、財産を流出させた場合等)と、両方のケースが考えられるところ、前者における破産申立代理人の責任と後者における破産申立代理人の責任を同一に考えてよいのかについては、疑問があるところです。

その他には、破産申立代理人が適時適切に行動しなかったことにより、期間制限がある権利を行使できなくなる場合が挙げられます。例えば、破産手続開始申立が正当な理由なく遅延したことにより、本来回収できるはずだった売掛金債権や貸金返還請求権等が消滅時効にかかり、回収できなくなったという場合が考えられます。また、債務者が法人の場合、従業員について未払貸金立替払制度(退職日から6か月以内に破産申立が行われないと立替払いの対象とならない。)の利用が可能な場合には、その利用を念頭において行動する必要がある

あり、関係者の権利にも留意が必要です。

他方で、破産申立代理人の義務・責任を追及しすぎると、破産申立代理人を過度に萎縮させることになります。破産申立準備を進める段階においては、破産申立代理人は、あらゆる事項を並行して検討し、即時に困難な判断を重ねていく必要があり、また、通常であれば、可能な限り早急に申立を行うように尽力します。そのため、破産申立代理人において、債務者や関係者に対して十分に説明を行い、申立時期の遅延や財産散逸の防止に注意をしながら申立をするよう努めることは当然に求められるとした上で、破産申立代理人の責任についてはある程度抑制的に考える必要があるものと思料します。申立当時の状況を元に判断した内容が、後になって、客観的に見て不適切だったと評価されることもあり得ますが、迅速な申立の必要性に鑑みると、その当時の資料を基礎として判断した内容に合理性があるならば、破産申立代理人の責任が問われる可能性は低いものと考えます。

5 帰結

破産申立代理人の財産散逸防止義務については、近年、事業再生に携わる弁護士が所属する全国組織の研究会の検討事項として取り上げられたり、裁判例が複数出されたりする等、近時の事業再生分野のホットな論点となっています。破産申立代理人の財産散逸防止義務に関しては様々な見解が出されていますが、法律に明文の根拠がないにもかかわらず、弁護士が財産散逸防止の努力をすべきであること自体を否定する見解はありません。事業再生に携わる弁護士は、このような努力が、事業再生手続に対する債権者等の利害関係者の信頼を確保するために必要不可欠であると理解しているからだと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】